



住民の安全安心のために！！

平成27年4月1日から

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します！！



違反対象物の

違反対象物の公表制度とは？

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反（**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの未設置**）のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を熊本市ホームページに掲載し、公表する制度のことです。

公表制度の流れ

立入検査の実施



立入検査の結果等の通知
通知文(例)

立入検査を実施した結果、重大違反が認められましたので、熊本市火災予防条例第47条の2第1項の規定により公表します。

違反内容等の公表



是正なし

公表方法

- ① 熊本市ホームページへの掲載
- ② 公表対象物一覧表の消防本部・管轄消防署への備え置き

公表内容

公表する内容は以下のとおりです。

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| ① 建物の名称 | ② 建物の所在地 | ③ 違反の内容 |
| ④ 公表日 | ⑤ 所轄消防署 | ⑥ その他必要事項 |

お問い合わせ先

熊本市消防局

検索

■ 熊本市消防局予防部予防課

TEL096-363-0263

○ 熊本市中央消防署

TEL096-364-2894

○ 熊本市南消防署

TEL096-212-0303

○ 熊本市東消防署

TEL096-367-6315

○ 熊本市北消防署

TEL096-327-2020

○ 熊本市西消防署

TEL096-353-5028

○ 益城西原消防署

TEL096-286-2298

公表制度